

令和 6 年 5 月 31 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01856

研究課題名（和文）ベーシック・サービスとしての居住支援に関する社会学的基礎研究

研究課題名（英文）Sociological study of housing support as a basic service

研究代表者

祐成 保志（Sukenari, Yasushi）

東京大学・大学院人文社会系研究科（文学部）・准教授

研究者番号：50382461

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、ハウジング・マネジメントとベーシック・サービスに関する研究を手がかりに、住宅政策におけるサービスの側面を捉えるための理論的検討を行った。本研究を通じて、居住保障を「適切な環境での安定した居住を可能にするために、構造的資源と編成的資源を配分すること」と定義できた。このように理解することで、居住保障と社会保障の他の諸領域（所得、医療、教育、雇用など）との理論に根ざした比較が可能になる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、住宅政策と福祉政策の境界領域において重視されつつある居住支援にかかわる諸実践の特質を捉えるため、居住保障と福祉国家の関係について理論的検討を行った。その結果、居住と福祉の間の根本的な緊張関係が明らかになった。それは、社会保障における居住保障の周縁性・基底性に由来すると考えられる。このことは、福祉社会学にとっての居住の戦略的な重要性だけでなく、居住保障がポスト福祉国家の構想にとって要の位置を占めることを示唆している。

研究成果の概要（英文）：This research conducted a theoretical study to capture the aspect of services in housing policy, drawing on studies on housing management and Universal Basic Services (UBS). Through this study, it was possible to define housing as 'the allocation of structural and organizing resources to secure housing in an appropriate environment'. This understanding opens the way to theoretically oriented comparisons between housing and other pillars of the welfare state (income security, health care, education, employment).

研究分野：社会学

キーワード：ベーシックサービス 居住支援 居住保障 構造的／編成的資源 居住と福祉の緊張関係

1. 研究開始当初の背景

日本では、住宅政策は、住宅という建造物の供給やその費用の配分に介入する政策であると認識されてきた。しかし、近年の住宅政策の変化は、このような理解では適切に捉えることはできず、新たな視点が求められる。それは実践的な関心にとどまらず、福祉国家の社会学的な分析枠組みの組み替えとも密接に関わっている。まずは基本的な概念の検討から着手する必要がある。特に重要なのは、「住宅」と「ハウジング」の差異である。住宅がもつばら建造物を指しているのに対し、ハウジングは安定した居住の場を提供・維持するというサービスを含む。そこで本研究は、ハウジング・システムを「居住のための資源(モノ/カネ/サービス)を配分する仕組み」と定義する。ハウジングの特徴は、サービスの価値のうち、建築物から時間をかけて引き出される部分が大きく、サービスを行うのが必ずしも専門職とは限らないことである。

ある社会のハウジング・システムは、地理的条件や経済の発展段階で決まるわけではない。各社会の歴史的な文脈のなかで展開される政治的・社会的な交渉の産物でもある。それは、言語による説得のプロセスであり、感情を喚起するイデオロギー間の争いである。ハウジング・レジームは、政治的勢力分布とイデオロギーがハウジング・システムに媒介されることによって形成される。住宅政策における居住支援概念の登場と定着は、日本型ハウジング・レジームの転換の徴候であるというのが、研究課題の基本的な仮説である。

2. 研究の目的

2000年代以降の住宅政策の重要な特徴は、サービスへの介入である。2006年度以降策定されている住生活基本計画は、住宅市場の整備と産業振興を基調としつつ、「住宅セーフティネット」にも言及してきた。2007年の住宅セーフティネット法は、自治体レベルで活動する「居住支援協議会」についての規定を設けた。2017年の改正法は、新たに「居住支援法人」に関する補助と監督の仕組みを加えた。こうした法整備は、「地域共生社会」を理念に掲げる福祉政策の再編とも軌を一にしている。2018年に成立した生活保護法等の一括改正法において、社会福祉法ではシェルターについての規制が強化され、生活保護法には「日常生活支援住居施設」という類型が付け加えられた。政府の全世代型社会保障構築会議が2022年12月に発表した報告書には、「住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ、そのために必要となる施策を本格的に展開すべきである」との文言がある。居住支援の概念を媒介として、住宅政策と福祉政策の組み替えが行われつつある。本研究の目的は、こうした政策の変化を捉えるための認識枠組みを、理論的な検討を通じて構築することである。

3. 研究の方法

本研究は、ハウジング・マネジメント(HM)とユニバーサル・ベーシックサービス(UBS)に関する研究を参照し、住宅政策におけるサービス保障を捉える新たな枠組みを構築する。英国のHMには、資産の管理に加えて、入居段階の支援から、居住継続の支援にいたる包括的なサービスが含まれる。それらが個別の居住ニーズに対応するとともに、「コミュニティ・サービス」として提供されるところに特徴がある。他方、UBSは、すべての人に共通するニーズをみたくサービスをミーンズテストなしに、原則的に無償で提供するという政策構想で、2010年代後半から提唱されているものである。これらの検討を通じて、2000年代以降の住宅政策に現れ、定着してきた居住支援という政策概念の社会学的な含意を明らかにする。

4. 研究成果

(1) ハウジング概念の再検討(祐成 2022; 2023a)

J. ケメニーによる住宅政策の社会学的分析は、今なお参照すべき洞察を含んでいる。ケメニーは、比較福祉国家研究において住宅が取り上げられてこなかったことを逆手にとって、住宅を対象化する戦略的な意義を論じた。ケメニーは、住宅が社会構造に埋め込まれていること(embeddedness)が、住宅の扱いにくさの要因であると説く。「埋め込み」は、社会と住宅の相互浸透の度合いが高いということである。「ライフスタイル、都市形態、福祉、世帯の消費パターンにおよぼす影響」という点からみたとき、住宅はまさしく「社会に」深く浸透している(Kemeny 1992=2014: 132)。住宅が対象化されてこなかったのは、それが「いかに些末かではなく、逆に、いかに重要であるかを示す証拠である」(Kemeny 1992=2014: 133)。住宅の扱いにくさは住宅に関するデータの乏しさに由来するが、それは世帯が住宅の消費者にとどまらな

いからである。住宅の貸し借りや譲渡は、しばしば市場や政府を介することなく実行される。そして住宅の供給は、建造物としての完成の時点で終結するのではなく、長期にわたる維持・管理を不可欠の要素として含む。それによって消耗・劣化を遅らせることができるし、機能・価値を向上させることもできる。こうした日常的な関与の大部分を担うのは世帯である。それらの営為のほとんどは、公式統計に表れることがない。住宅に関するデータの乏しさは、「埋め込み」という性質に由来する構造的なものである。

「埋め込み」という概念は、住宅という財の特異な性質に光をあてる。同時に、「ハウジング」が、「住宅」という語に収まらない含意をもつことを示唆する。動詞としてのハウジングは、元来、自らの住まいを獲得することを指していたが、近代化の過程で、住まわせる者と住まわされる者の分離と、両者の不均衡な関係を表現するようになった。その後、人々を住まわせる主体としての政府の活動が重みを増し、「housing policy」が形成された。そこには、「住宅政策」という訳語では表現できない要素が数多く含まれる。このうち最も重要なものがサービスである。

ベーシックサービスとは、誰もが必要とする基礎的・基幹的なサービスを指す。支払い能力に関係なく、それらのサービスを受ける権利を公的に保障するのが、UBSの考え方である。I. ゴフによれば、UBSは、人間の必要に関するいくつかの前提をおいている（Gough 2019）。第1は普遍性で、個人差の大きい欲求とは異なった、普遍的な必要の存在を想定する。具体的には、参加、健康、自律性である。第2は複数性で、必要の諸領域が、互いに代替不可能な形で並立しているという見方である。この点で、代替可能性を前提とするベーシックインカム（UBI）とは一線を画す。第3は飽和性で、必要は欲求とは違って飽和に達するため、すべての個人の必要を充足することは可能であると考えられている。

必要の諸領域として、ゴフは栄養、居住、社会参加（教育、情報、コミュニケーション）、健康（予防・治療・ケア）、身体的安全、所得保障を挙げる。必要とその充足が行われる複数の領域が存在し、それらが市場化・私有化の圧力から守られなければならないという発想は、「基礎経済」の概念にもとづく。基礎経済には、水、エネルギー、通信、交通、物流、金融といった物的な側面と、医療、教育、ケア、警察、救急、行政などの人的な側面がある。ハウジングは、「これら両方にまたがる重要なセクター」とされる（Gough 2019: 537）。

UBSの提唱者たちは、ハウジングがUBSに含まれるべきであると明言する。それは、安定した居住が、「生涯を通じて健康、自律性、社会参加という基本的な必要を満たす経路」（Coote and Percy 2020: 86）にほかならないからである。ハウジングへの適正な投資は、他の分野における将来の支出を抑制する効果をもつとされる。他方で、教育、医療、ケアとは異なり、ハウジングが無償化になじまないことも意識されている。UBSは、「安全で、充足的で、低負担の住宅を確保すること」（Coote and Percy 2020: 76）を目指す。低負担の居住を実現するための手段として、開発・建築・改修への公的資金の投入、開発利益の制限、不動産課税、土地の公有や信託、供給者への補助金、居住者への現金給付、家賃規制を挙げる。

このように、ハウジングは複合的な性質をもっており、「住宅」はそのうち限られた部分を指しているにすぎない。ハウジングに対応させるには「住宅」よりも「居住」という行為・状態を指す語がふさわしく、居住の必要を充足する過程を強調する際には、「居住保障」と表現するのが適当である。

（2）居住と福祉の緊張関係（祐成 2023a）

UBSでは、必要には複数の領域があり、互いに代替不可能であることが想定されている。居住がこれらの領域の一つであるとすれば、そこにはどのような特徴があるのだろうか。

居住の必要の性質について、P. キングは、永続性、予測可能性、理解可能性の3点を指摘する（King 2016: 87）。すなわち、居住の必要は、人の生涯を通じて常に存在している（永続性）。そして、いつどのような必要が生じるかが自分で予測でき、その影響は緩慢に作用することが見込めるため、しばしば対処までの時間は引き延ばされる（予測可能性）。さらに、自分が何を必要としているかが、おおむね自分で理解できる（理解可能性）。

これらの点で、居住の対極にあるのが医療である。医療の必要が存在するのは、基本的に、生涯のなかの限定的な期間である（限定性）。ただし、いつその必要が生じるかは予測できず、緊急の対応が求められる場合が少なくない（予測困難性）。また、専門家の助けを借りなければ、自分が何を必要としているのかが判断できないことも多い（理解困難性）。

総じて、居住の必要を充足する世帯の能力は高い。「居住には、他の複雑な福祉資源とは違い、個別の意思決定に適した性質がある」（King 2016: 88）。このことは、居住に、福祉に反する性質があることを意味している。

都市計画家のJ. ターナーは、中南米での居住環境改善の経験からスラムクリアランスを批判し、住民主体の漸進的な取り組みの意義を説いた（Turner 1976）。彼は英国の公営住宅について、「人道的ではあるが、依存的なシステム」（Kemeny 1989: 160）と断じた。このシステムの発展が、人々の自らを住まわせる力の衰弱をもたらしたと説き、その淵源は、彼が「19世紀の悲劇」と呼ぶ、社会主義運動におけるアナルコ・サンディカリズムの敗退にあると語った。20世紀における、政府による直接供給を基軸とする居住保障政策の確立と、その福祉国家への組み込みは、労働運動にとって勝利であった。しかしそれは、みずから居住の必要を充足する力を譲り

渡したという点では敗北であったというわけだ。

2000年代、住宅は資産活用型福祉という課題設定のもとで注目されるようになった（Lowe 2011=2017）。それは、私的資産を運用することで、福祉国家が保障してきた必要（医療、教育、老後の所得など）をみたくすることを意味する。住宅は、私的資産の中心に位置する。金融技術が発達し、規制が緩和され、住宅価格が上昇傾向にある国々で起きたのは、住宅の「金融化」と呼ばれる変化である。住宅の実質価値を担保に資金を調達することが容易になった。政府は税制の優遇などを通じて個人に資産の取得を奨励し、福祉支出を抑制しようとする。

資産活用型福祉には、「金融化」の二つの側面が現れている。一つは、不動産の証券化の技術などを通じて、住宅がグローバルな市場に接続された「金融商品」となることである。もう一つは、市民が、みずからが保有する資産の価値を増大させるべく運用を行う「金融主体」となることである。政府は不動産の流動性を高めて市場を活性化する一方で、市民には小さな起業家としてふるまうことが求められる。

資産活用型福祉は、アセットを個別化された私有物ととらえる。他方で、アセットの集合的な所有を重視する立場がある。ユニバーサル・ベーシックアセット（UBA）を提唱するフィンランドのシンクタンク、デモスヘルシンキによれば、ベーシックアセットは、UBIが分配する私的な資源としての現金と、UBSが重視する公的な資源としてのサービスの双方をカバーしている。注目すべきは、これらに加えて、「コモンズ」というアセットを含んでいる点である（Neuonen and Malho 2019）。

コモンズは共通の資源であり、これを所有・共有する人々の不断の関与とルールでの運用なしには維持できない。居住のための協同組合（housing co-operative）は、現代におけるコモンズの具体例とされる。その担い手として、ターナーが警鐘を鳴らしたような「自らを住まわせる力を失った人びと」とも、資産活用型福祉が称揚する「起業家としての個人」とも異なる、コモンズの「世話役または管理人」（Bruun 2015: 154）としての居住者という像が描かれる。居住者は、サービスの消費者や受給者をこえて、生産者でもある。居住と福祉の間には根本的な緊張関係が存在する。それゆえにこそ、居住は、ポスト福祉国家の構想にとって要の位置にある。

（3）居住の必要を充たす資源（祐成 2023b; 2024）

居住の必要を充たす資源について考えるために、人類学者 S. ウォルマンによって提起された「資源のシステムとしての家庭」「構造的資源」「編成的資源」という概念に着目した。

住宅は家庭を営むための基盤であるが、住宅があっても、家事をこなすための人手がなければ家庭は維持できない。足りないものを購入する金銭も欠かせない。住宅、人手、金銭という資源をより一般的に表現すれば、土地、労働、資本である。このような、生活の枠組みを規定する資源のことを、ウォルマンは「構造的資源」と呼ぶ。ただし、生活に必要なのは構造的資源だけではない。ウォルマンは、情報、時間、アイデンティティを挙げ、それらを「編成的資源」と呼んだ。編成的資源は、「環境の制約とうまく折りあうこと、つまり、人がチャンスに出遭ったり、問題の解決にあたり、役に立ちうる機会をうまく利用する」（Wallman 1984=1996: 49）ことを可能にする。

構造的資源と編成的資源のどちらが欠けても家庭の生活は維持できない。ここで注意したいのは、現代社会では編成的資源の重みが増している、という考察である（Wallman 1984=1996: 49）。社会全体でみたときに、構造的資源の供給能力が不足しているわけではないにもかかわらず、必要な資源を手に入れられない家庭がある。こうした偏りは、資源を配分する仕組みが整っていないことによって生じるが、それだけではなく、資源を利用する家庭の側の条件によっても生じる。それぞれの家庭がもつ編成的資源こそが、構造的資源につながり、使いこなせるかどうかの鍵を握っている。

UBS の概念と家庭システム論をふまえると、居住保障を、「適切な環境での安定した居住を可能にするために、構造的資源および編成的資源を配分すること」と定義できる。それは、居住の必要を充足するプロセスである。このように理解することで、居住保障と、社会保障の他の諸領域（所得保障、医療保障、教育保障、雇用保障など）との比較が可能になる。

近年、身寄りのない高齢者を対象にした民間の新しいサービスが登場している。総務省行政評価局は 2023 年 8 月、「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査」の結果を発表した。この調査では、事業者が提供するサービスが「身元保証」「日常生活支援」「死後事務」に大別された。対象となった事業者のうち、8 割以上がこれら 3 つのサービスを行っていたという。総務省調査には居住支援への言及はないが、国土交通省が実施した居住支援法人調査における支援内容の分類と照らし合わせると、重なりが大きいことがうかがえる。

ウォルマンの資源システム論にもとづくならば、身寄り問題は、構造的資源の不足にとどまらず、それらを手に入れ、使いこなすための編成的資源が欠けることによって生じる。地域福祉の政策化において、実体的給付を重視する「課題解決型支援」と、手続的給付を重視する「伴走型支援」が対比されている（奥田・原田編 2021）。これについても、前者が構造的資源に、後者が

編成的資源に重点を置いたものとみることができる。

身寄り問題の解決策として、支援の実践者の間では、介護の社会化の類推で「家族機能」や「家族による支援」の社会化が議論されてきた。もっとも、資源システムの視点からみれば、介護保険制度による社会化は、構造的資源の提供にとどまる。家族が担ってきた編成的資源を調達する役割の社会化は、「成年後見の社会化」(税所 2020)との関連で考察すべきであろう。成年後見制度が対象とする財産管理と身上監護は、編成的資源の提供を志向しているからである。本人の契約主体としての能力を補完し、意思決定を代行するという点で、居住支援は、成年後見に接近してきた。このことは、超高齢化と単身化のもとで、社会保障において周縁性・基底性な位置にあった居住保障が前景化しつつあることを意味している。

【文献】

- Bruun, M. H., 2015, Communities and commons: Open access and community ownership of the urban commons, in Borch, C. and Kornberger, M. eds., *Urban Commons: Rethinking the City*. Routledge.**
- Coote, A. and Percy, A., 2020, *The Case for Universal Basic Services*, Cambridge, Polity Press.**
- Gough, I., 2019, Universal Basic Services: A Theoretical and Moral Framework, *The Political Quarterly*, 90(3): 534-542.**
- Kemeny, J., 1989, Community-based home and neighbourhood building: An interview with John Turner, *Scandinavian Housing and Planning Research*, 6(3), 157-164.**
- Kemeny J., 1992, *Housing and Social Theory*, Routledge. (= 祐成保志訳 2014 『ハウジングと福祉国家』新曜社)**
- King, P., 2016, *The Principles of Housing*, Routledge.**
- Lowe, S., 2011, *The Housing Debate*, Policy Press. (= 祐成保志訳 2017 『イギリスはいかにして持ち家社会となったか』ミネルヴァ書房)**
- Neuvonen, A. and Malho, M., 2019, *Universalism in the Next Era: Moving Beyond Redistribution*, Demos Helsinki.**
https://demoshelsinki.fi/wp-content/uploads/2019/02/180215_demos_next_era.pdf
- 奥田知志・原田正樹編, 2021, 『伴走型支援』有斐閣
- 税所真也, 2020, 『成年後見の社会学』勁草書房
- 祐成保志, 2022, 「住宅政策から居住保障政策へ」『「包括的居住支援の確立に向けた調査及び研究」2021年度報告書』全国居住支援法人協議会
- 祐成保志, 2023a, 「居住保障と福祉国家」『福祉社会学』(福祉社会学会), 20, 31-51
- 祐成保志, 2023b, 「居住支援の課題としての「家族機能の社会化」を考える(前編)」『エイジングインプレイス』(高齢者住宅財団), 163, 11-18
- 祐成保志, 2024, 「居住支援の課題としての「家族機能の社会化」を考える(後編)」『エイジングインプレイス』(高齢者住宅財団), 164, 31-36、2024.1
- Turner, J., 1976, *Housing by People: Towards Autonomy in Building Environments*, Marion Boyars Publishers.**

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 164
2. 論文標題 居住支援の課題としての「家族機能の社会化」を考える（後編）	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 エイジングインプレイス	6. 最初と最後の頁 31,36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 20
2. 論文標題 居住保障と福祉国家	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 福祉社会学研究	6. 最初と最後の頁 31,51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 13
2. 論文標題 住居と住宅	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 支援	6. 最初と最後の頁 73,80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 11
2. 論文標題 「新しい生活困難層」と地域社会学の課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 地域社会学会ジャーナル	6. 最初と最後の頁 31,36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 216
2. 論文標題 住まいの不平等と政府の責任	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 公明	6. 最初と最後の頁 52,57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 163
2. 論文標題 居住支援の課題としての「家族機能の社会化」を考える (前編)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 エイジングインプレイス	6. 最初と最後の頁 11,18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 41-1
2. 論文標題 住まいをめぐる社会的想像力	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 家とまちなみ	6. 最初と最後の頁 14,19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 112
2. 論文標題 コモンズと住まいの接点	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 すまいるん	6. 最初と最後の頁 4,5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 117
2. 論文標題 居住をめぐる世論と住宅研究の役割	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 住宅会議	6. 最初と最後の頁 7,8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 132
2. 論文標題 環境社会政策としての「空き家」改修	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 CEL	6. 最初と最後の頁 20,23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 34-9
2. 論文標題 居場所を支える多様なアセット	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 DIO: 連合総研レポート	6. 最初と最後の頁 14,18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 1756
2. 論文標題 変化に抗する都市	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 建築雑誌	6. 最初と最後の頁 9,10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 祐成保志	4. 巻 63
2. 論文標題 復興過程における居住の社会学的研究の課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会学年誌	6. 最初と最後の頁 61,65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Sukenari, Yasushi
2. 発表標題 From a deprived neighbourhood to an advanced model of care support?
3. 学会等名 Shrinking Domesticities Global Seminar Series (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 祐成保志
2. 発表標題 社会政策としての住宅政策・再考
3. 学会等名 第121回SPSN研究会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 祐成保志
2. 発表標題 社会調査のなかの住まい
3. 学会等名 第25期「新風俗学教室」第2回 (招待講演)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 祐成 保志、武田 俊輔	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 276
3. 書名 コミュニティの社会学（祐成・武田・渡邊集「コミュニティへのまなざし」1-20、「コミュニティを組織する技術」117-138、「居場所の条件」187-207、「コミュニティの動態をとらえるために」233-240）	

1. 著者名 福祉社会学会	4. 発行年 2023年
2. 出版社 学文社	5. 総ページ数 388
3. 書名 福祉社会学文献ガイド（「ウィリアム・ベヴァリッジ『ベヴァリッジ報告 社会保険および関連サービス』」250-258）	

1. 著者名 上村 泰裕、金 成垣、米澤 旦	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 284
3. 書名 福祉社会学のフロンティア（「社会政策としての住宅政策・再考」139-155）	

1. 著者名 赤川 学、祐成 保志	4. 発行年 2022年
2. 出版社 新曜社	5. 総ページ数 248
3. 書名 社会の解読力 歴史編（「コミュニティを統治する」177-200）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------